平成２６年（フ）第２４０号
群馬県伊勢崎市八斗島町822番地52　神倉アパート
債務者　櫻井工業こと　櫻井とし江
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小暮　俊子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０２号
岐阜県本巣市仏生寺1065番地
債務者　奥田　幸昌
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内沙絵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２３号
岩手県釜石市野田町１丁目10番31号
債務者　阿部千枝子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第４７６号
仙台市宮城野区岩切字東河原204番地　アートインⅠ－Ｂ棟101
債務者　中根　文子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
秋田市川元むつみ町２番28号　菅原荘23号
債務者　齊藤　　雄
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４号
茨城県筑西市玉戸1336番地312
債務者　木村　博文
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１６８号
茨城県坂東市辺田1156番地27　アサヒコーポ２－101号
債務者　西嶋　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１６９号
茨城県古河市東山田4059番地２
債務者　草間　　昇
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１７１号
茨城県結城市大字中655番地　市営中住宅13号室
債務者　坂入　清之
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１７３号
茨城県古河市東山田1962番地５
債務者　古谷　明美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１７６号
茨城県坂東市矢作3004番地158
債務者　大久保のり子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１７８号
茨城県桜川市本木1901番地
債務者　竹川みどり（旧姓谷島）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１８２号
茨城県古河市下山町１番34号
債務者　島村　一夫
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１８３号
茨城県古河市水海2461番地９　ヤマサンコーポ水海Ｂ棟104号室
債務者　平田　和己
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１８６号
茨城県下妻市下木戸361番地１　Ａ101
債務者　武田　京子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第７１号
群馬県桐生市本町３丁目６番23号
債務者　手塚　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第８７号
富山県高岡市本郷１丁目１番30―118号　レジデンス高岡ＩＩ、前住所富山県高岡市姫野527番地　姫野アパート207号
債務者　志賀　次雄
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
富山地方裁判所高岡支部